

様式第九（第十九条、第百十四条の二、第百三十七条の二関係）

薬局製造販売医薬品 製造販売業 許可申請書

主たる機能を有する事務所の名称	県庁薬局 出雲店		
主たる機能を有する事務所の所在地	出雲市塩冶町223-1 県庁ビル3階		
許可の種類	薬局製造販売医薬品製造販売業許可		
(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名	薬事 太郎、島根 太郎、島根 花子		
総括製造販売責任者	氏名	島根 太郎	資格 薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日 第12345号 平成25年5月30日
	住	大田市長久町長久ハ7-1	
本表に於ける役員を含む。薬事に関する業務の欠格条項	許可を受けようとする薬局に係る薬局製造販売医薬品製造業の製造管理者及び薬局の管理者と兼務することができる。	を取消され、取消	全員なし
	薬剤師免許証に旧姓が併記されている場合については、免許証の記載のとおり旧姓を併記した氏名を記載させること。	登録を取り消され、	全員なし
		行を終わり、又は執	全員なし
		行を文けることがなくなつた後、3年を経過していない者	全員なし
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者		全員なし
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者		全員なし
(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		全員なし	
(7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者		全員なし	
備考	薬局の開設許可番号及び許可年月日 指令出保第123号 平成30年9月1日		

別紙「添付書類省略一覧表」を添付すること。

上記により、 薬局製造販売医薬品 の製造販売業の許可

令和3年 9月15日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区霞が関1-2-2
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 県庁株式会社
代表取締役 薬事太郎

島根県知事 殿

許可を受けようとする薬局の開設許可証の内容を記載すること。

許可を受けようとする薬局に係る薬局製造販売医薬品製造業の製造管理者及び薬局の管理者と兼務することができる。薬剤師免許証に旧姓が併記されている場合については、免許証の記載のとおり旧姓を併記した氏名を記載させること。

を取消され、取消

全員なし

登録を取り消され、
い者

全員なし

行を終わり、又は執

全員なし

行を文けることがなくなつた後、3年を経過していない者

全員なし

(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者

全員なし

(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

全員なし

(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

全員なし

(7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者